

今治市道水路等に関する境界確定事務取扱要領

平成 23 年 3 月 9 日制定

今治市要領

(目的)

第 1 条 この要領は、今治市道、法定外公共用財産等の境界確定事務を円滑に執行するため、その取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 道水路等 次に掲げる財産をいう。

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受ける道路の用に供されている土地

イ 今治市法定外公共用財産管理条例（平成 17 年今治市条例第 260 号）第 2 条に規定する法定外公共用財産

ウ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 100 条の適用を受ける河川

(2) 申請地 境界確定を求めようとする土地をいう。

(3) 隣接地 申請地に隣接する土地であって、境界確定を求める道水路等と隣接するものをいう。

(4) 対側地 境界確定を求める道水路等を挟んだ申請地の反対側の土地をいう。

(境界確定の申請)

第 3 条 境界確定は、道水路等の隣接地の所有者からの申請に基づき行うものとする。この場合において、有資格者が代理申請をするときは、申請書の代理人欄に職氏名及び電話番号を記入し、職印を押印することとする。

2 道水路等との境界確定を求めようとする者（以下「申請者」という。）は、境界確定申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類等を添付し、確定協議の申請を行わなければならない。

(1) 位置図 住宅地図等に申請地を明示し、方位を記入したもの

(2) 平面図

ア 縮尺が 1 / 300 以上のもの

イ 申請地、隣接地及び対側地の地番及び地番界を記したもの

ウ 現況の付近の構造物等を記入したもの

エ 地積測量図等の利用可能な既存座標値を使用したもの

オ 国土調査実施地域にあっては、その復元による線を申請地及び対側地について朱線で重ねたもの

(3) 横断面図

- ア 縮尺が 1 / 50 以上のもの
- イ 申請地、隣接地及び対側地の地番及び地番界を記したもの
- ウ 断面箇所は、申請地の筆ごとの起点終点付近の 2 か所を記したもの
- エ 申請地からの道路幅及び水路幅の実測値を記入したもの
- オ 国土調査実施地域にあっては、その復元による線を申請地及び対側地について朱線で重ねたもの

(4) 公図

- ア 申請地を明示し、里道は赤色で、水路は青色で着色したもの
- イ 複数枚にわたる場合は、それぞれを合成し、位置関係を明確にしたものを添付すること。

(5) 地積測量図

- ア 申請地、隣接地及び対側地が分筆されているときは、これらに係るもの
- イ 有地番の道路及び水路が境界確定の対象のときは、これに係るもの

(6) 土地登記簿

- ア 申請地については全部事項証明書を添付すること。
- イ 隣接地、対側地並びに有地番の道路及び水路については登記事項要約書を添付すること。

(7) 畝順帳 申請地、隣接地及び対側地に関するもの。ただし、次の場合は、省略することができる。

- ア 申請地と対側地との間の道水路等有地番のものであるとき。
- イ 国土調査実施地域内のものであるとき。ただし、法定外公共用財産の用途廃止の申請のためのものであるときを除く。

(8) 旧公図(和紙図) 土地区画整理事業、国土調査実施地域内のものについては省略することができる。ただし、国土調査実施地域内において法定外公共用財産の用途廃止の申請のためのものであるときを除く。

(9) 現況写真 申請地及び申請地に隣接する道水路等の状況が確認できる写真

(10) 住所変更を証する書類

- ア 申請者の住所が全部事項証明書に記載された住所と異なる場合に添付すること。
- イ 戸籍の附票、住民票記載事項証明書等住所の変更が分かるもの

(11) その他市長が必要と認める書類

3 申請書の提出部数は正本 1 部とする。ただし、申請地が支所管内の土地であるときは、正本 1 部及び正本写し 1 部を提出しなければならない。

(申請の方法)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより申請を行うものとする。

(1) 土地所有者が法人の場合 法人の代表者又は定款等において申請地の処分権限を有することとされている者（法人が解散、清算手続等をしている場合にあっては、清算人又は管財人等）による申請とする。この場合において、法人の登記事項証明書（代表者を証するもの）を提出しなければならない。

(2) 土地所有が共有の場合 共有者全員による申請とする。この場合において、共有者の代表者が申請する場合は、代表者以外の共有者全員が署名押印した委任状を提出しなければならない。

(3) 土地の登記名義人が死亡している場合

ア 遺産分割協議が完了していない場合 相続人全員による申請とし、代表者による場合は、前号の規定を適用する。この場合において、相続関係がわかる戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書及び相続関係図（市長が不要と認めたときを除く。）を提出しなければならない。ただし、写しを同時に添付すれば、原本を還付することができる。

イ 遺産分割協議が完了している場合 遺産分割協議により申請地の所有者となった相続人による申請とする。この場合において、ア後段に定める書類及び遺産分割協議書を添付しなければならない。ただし、写しを同時に添付すれば、原本を還付することができる。

(4) 土地所有者が制限行為能力者の場合 法定代理人（親権者又は成年後見人等）による申請とする。この場合において、法定代理人であることを証する書面を提出し、申請書には、土地所有者及び法定代理人の氏名を記入することとする。

2 申請書を受け付けた後、申請者である土地所有者に変更が生じた場合は、申請者変更届（別記様式第2号）に全部事項証明書等変更内容を証明する書類等を添付し提出しなければならない。

3 申請地が複数ある場合において、土地所有者が同一のときは、申請地番の連記による申請によることができる。

4 申請地が複数ある場合において、土地所有者が異なるときは、土地所有者ごとに申請をしなければならない。

（受付及び事前調査）

第5条 申請書が提出されたときは、その内容を審査したうえで、受け付ける。

2 提出された申請書に不備があったときは、その補正を求めるものとする。受付後においても、同様とする。

- 3 申請書を受け付けたときは、境界協議に係る事前調査を、境界確定事前調査票（別記様式第3号）に基づき実施する。
- 4 事前調査を実施したときは、申請者に対し、現地立会日時及び必要な立会人の範囲を通知する。

（立会人の範囲）

第6条 現地立会において、必要な立会人は、利害関係人及び参考人とする。

- 2 前項の利害関係人は、次のとおりとする。

(1) 隣接地の所有者

(2) 対側地の所有者。ただし、対側地との間に有地番の道水路等を挟み、申請地を確定しても対側地に影響がない場合又は現況幅員が6m以上あり、申請地を確定しても対側地に影響がない場合は、当該対側地の所有者の立会を省略することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、以前に隣接地又は対側地について境界確定書が交付され、当時の境界標が残されている場合又は境界確定書等により復元し境界が確認できる場合は、当該隣接地又は当該対側地の所有者の立会を省略することができる。

- 4 第1項の参考人は、申請地の属する地区における総代又は自治会長とする。この場合において、必要があるときは、水利組合関係者又は古くからの地域の事情に詳しい地元関係者を加えるものとする。

（現地立会）

第7条 現地立会において協議が整ったときは、立会人が署名した現地立会調書（別記様式第4号）を作成する。

（協議結果の提出及び境界確定書の交付）

第8条 申請者は、現地立会において協議が整ったときは、協議結果を踏まえ次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

(1) 補正平面図（2部）

ア 申請時に提出した平面図を基に、折れ点ごとに確定した座標値を全て記入したもの

イ 境界確定線を朱線で明示する。

ウ 対側地の座標値は不要とする。

エ 準拠点間の距離は復元誤差を考慮し、十分距離を確保する。

オ 図面作製者の住所、氏名及び電話番号を記載し、土地家屋調査士及び行政書士にあっては職印を、法人にあっては法人印を押印しているものであること。

カ 準拠点については3点以上座標値を記入する。

(2) 補正横断面図（2部）

- ア 現地立会時に協議し、指示した箇所の横断面図
- イ 境界確定線を朱線で明示する。
- ウ 構造物及び道路、水路幅について、現地立会で確認した実測値を記入する。
- エ 申請地番並びに有地番の道路及び水路が境界確定の対象の場合には当該地番が記入されたもの

(3) 断面箇所写真

- ア 前号で作成した横断面図の箇所写真
- イ 横断面の両端にポール等を立て現況が明瞭にわかるもの

(4) 準拠点写真 打設後の箇所写真とし、標識が明瞭にわかるもの

(5) 承諾書（別記様式第5号） 補正平面図及び補正横断面図に対し境界承諾の旨を、申請者及び立会人が署名（個人にあっては住所及び氏名の署名とし、法人にあっては所在、名称及び代表者氏名の記入並びに法人印の押印とし、部落総代又は自治会長にあっては職氏名の記名及び総代印の押印とする。）し日付が記述されたもの

(6) 境界標写真 境界に境界標を打設し、標識が明瞭に写っているもの

2 前項各号に掲げる書類が提出されたときは、その内容を確認し、境界確定書（別記様式第6号）に境界線を朱線で明示した補正平面図及び補正横断面図を付して、申請者に対し交付する。（平成22年度以降地籍調査実施地区における境界の取扱）

第9条 平成22年度以降に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査を実施した地区において境界確認を求めようとする者は、地籍境界確認申請書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類等を添付し申請を行うものとする。ただし、地籍調査成果の復元精度が低いと判断される場合についてはこの限りでない。なお、申請については第3条第1項及び第4条を準用する。

(1) 第3条第2項第1号、第4号、第6号ア及び第9号から第11号までに規定する書類

(2) 平面図

- ア 縮尺が1/300以上のもの
- イ 申請地、隣接地の地番及び地番界を記したもの
- ウ 現況の付近の構造物等を記入したもの
- エ 地籍調査成果を復元し官民境界線を朱線で記したもの
- オ 官民境界点及び準拠点3点以上の座標値を記入したもの

(3) 地籍調査成果資料

(4) 境界標及び復元点写真

2 現地立会については、申請書類等で境界確認できる場合は省略することができる。

3 申請書類の審査及び現地立会の調査の結果疑義がない場合は、境界承諾書（別記様式第8号）に第1項第2号の平面図を付して、申請者に交付する。

（公共事業等の境界協議）

第10条 国又は地方公共団体等から境界確定を求める協議があったときは、確定協議を行うものとする。

2 前項の場合には、第3条（第2項第10号を除く。）、第5条から前条（第8条第1項第1号を除く。）まで及び第11条並びに第12条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	求めようとする者（以下「申請者」という。）	国又は地方公共団体等
	境界確定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）	境界確定協議書（別記様式第9号。以下「協議書」という。）
	申請地	起業地
	申請書	協議書
第5条	申請書	協議書
	申請者	国又は地方公共団体等
第6条第2項及び第4項	申請地	起業地
第8条	申請者	国又は地方公共団体等
	申請地	起業地
	境界確定書（別記様式第6号）	境界確定協議書（回答）（別記様式第10号）
第9条	申請書	協議書
	申請者	国又は地方公共団体等
第11条	申請書	協議書
	申請者	国又は地方公共団体等
	申請地	起業地
第12条	申請者	国又は地方公共団体等

3 前項の規定より準用する前条第1項第5号の承諾書は、境界立会署名書等に部落総代又は自治会長、土地所有者、隣接地所有者、対側地所有者が署名したものをもって、これに代えることができる。

（申請書等の返戻）

第11条 次のいずれかに掲げる場合は、返戻書（別記様式第 11 号）により理由を付して申請書等を申請者に返戻する。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が現地立会の日から 6 月以内（当該期間内に申請者から正当な理由に基づく遅延の申し出があったときは、その日から 6 月以内）に提出されない場合
- (2) 申請書を受付後 6 月経過しても現地立会が実施されなかった場合
- (3) 申請者から境界確定申請書の取下書（別記様式第 12 号）が提出された場合
- (4) 申請地が所有権確認又は土地の境界等の訴訟及び係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界協議を行っても支障のないものについては、この限りでない。

（費用負担）

第12条 境界確定に要する費用は、申請者の負担とする。

（境界確定証明）

第13条 境界確定がされた土地の所有者は、その証明を求めることができる。

2 境界確定の証明を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類が添付された境界確定証明申請書兼証明書（別記様式第 13 号）を提出しなければならない。

- (1) 申請地の全部事項証明書 1 部
- (2) 申請者の印鑑登録証明書 1 部
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）
- (4) 公図 1 部
- (5) 位置図 1 部
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 全部事項証明書、印鑑登録証明書、公図及び法人の登記事項証明書は、その写しを同時に添付するときは、原本を還付することができる。

4 第 2 項に規定する申請書を受け付けたときは、確認のうえ次の各号に掲げる書類（以下「境界確定図」という。）を添付した境界確定証明申請書兼証明書（別記様式第 13 号）を申請者に交付する。ただし、交付する境界確定図は、住所、氏名等個人を識別できる情報を削除するものとする。

- (1) 平面図の写し
- (2) 横断面図の写し

5 証明書の交付を受けた者は、今治市手数料条例（平成 17 年今治市条例第 65 号）の規定により、証明手数料を納付しなければならない。

（境界確定図の閲覧）

第14条 境界確定図（住所、氏名等個人を識別することができるものを削除したものに限る。）

は、閲覧することができる。

2 境界確定図を閲覧しようとする者は、境界確定図閲覧申請書（別記様式第14号）を提出し市長の承認を受けなければならない。

（疑義）

第15条 この要領を運用するにあたり、疑義が生じたときは、関係機関と十分に協議したうえで解決することとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領施行の際現に提出されている申請書については、なお従前の例による。ただし、第11条の規定の適用があるものとする。

附 則（平成23年3月31日組織改編に伴う今治市要領の整備に関する要領）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月2日今治市要領）

この要領は、平成24年4月1日から施行し、改正後の今治市道水路等に関する境界確定事務取扱要領の規定は、同日以後の申請又は証明に係るものについて適用する。

附 則（平成26年3月18日今治市要領）

この要領は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成30年3月15日今治市要領）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日組織改編に伴う関係要綱の整備に関する要綱）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月7日今治市要綱）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。